

印西市建設工事等の入札に係る積算疑義申立て手続に関する要綱
(逐条解説)

平成 3 1 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が発注する建設工事及び最低制限価格を付した街路樹管理業務、公園管理業務、草刈業務その他これらに類する業務の委託（以下「建設工事等」という。）に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者（以下「入札参加者」という。）が、設計書の積算内容に関する疑義の申立て（以下「疑義申立て」という。）を行う場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

建設工事等の入札行為に関し、閲覧資料における、設計書の積算内容に不明確な部分が存在し、入札参加者の算出した工事価格と予定価格を算出する設計書に差異が生じている可能性がある場合において、入札参加者が行うことのできる積算内訳の疑義についての申立て方法に関する事務の取扱いの方法を定める。

(疑義申立ての対象)

第 2 条 疑義申立ての対象は、入札に付した建設工事等に係る設計書の積算内容とする。ただし、入札を中止し、又は落札候補者を決定しなかった場合は、疑義申立ての対象としない。

この要綱の対象となる建設工事等は、落札候補者を決定することの出来たものに限る。

入札を中止したもの、入札が不調となったものは、対象としない。

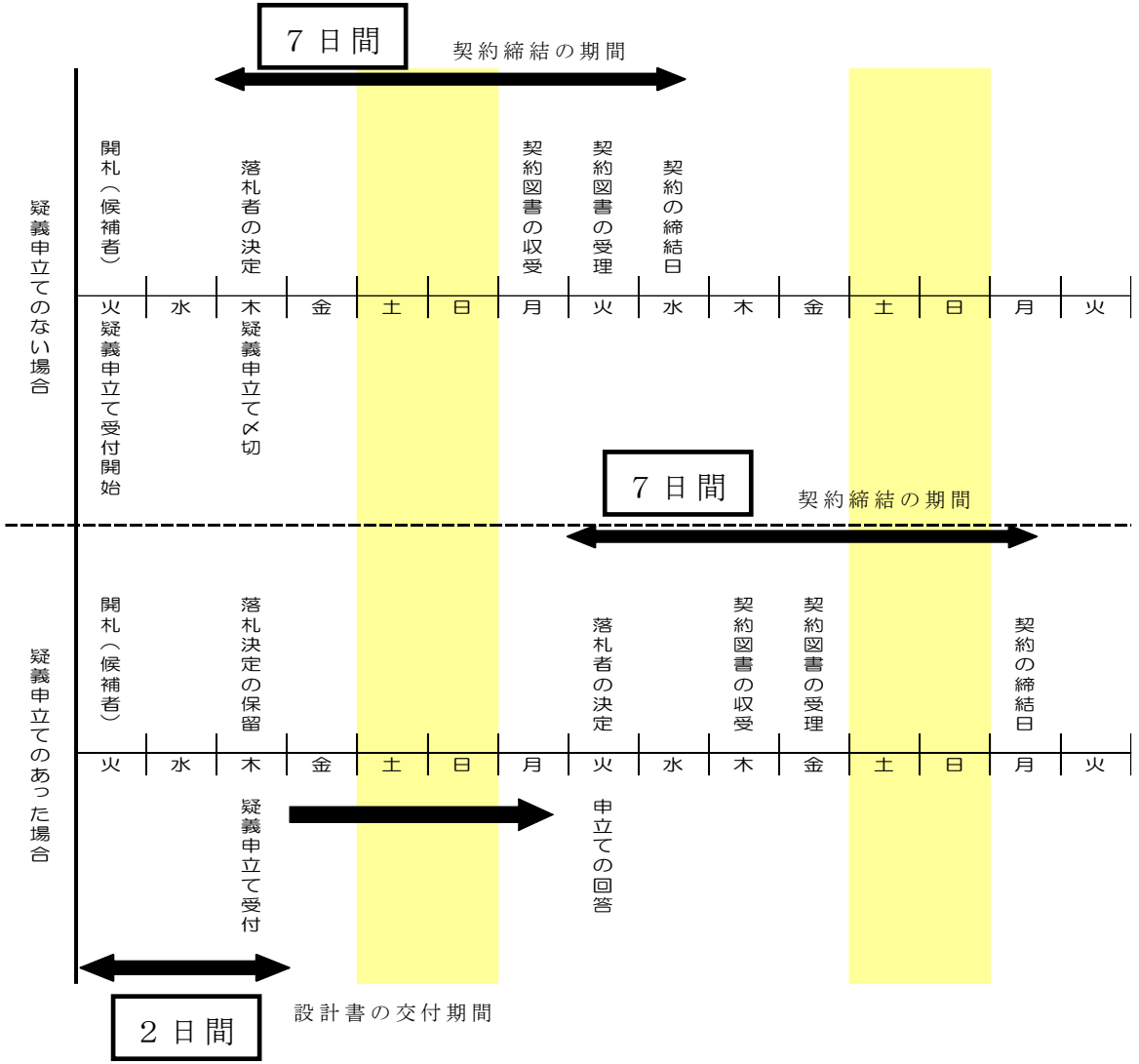
(疑義申立てのできる者)

第 3 条 疑義申立てのできる者は、当該疑義申立てに係る建設工事等の入札参加者とする。

入札参加者とは、指名通知を受けた者又は、入札参加申請を提出した全ての者とする。

(疑義申立ての期間)

第 4 条 疑義申立てを行うことができる期間は、落札候補者の決定がされた日からその日の 2 日後（印西市の休日を定める条例（平成元年条例第 1 9 号）に規定する市の休日を除く。）の正午までとする。



(疑義申立ての手続)

第 5 条 入札参加者は、疑義申立てを行うときは、疑義申立書（別記第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

疑義申立ての提出窓口は、財政課とする。

財政課は、疑義の内容を速やかに事業担当課に写しを送付し、その回答を求める。

（確認結果の通知）

第6条 市長は、前条の規定により、疑義申立書の提出を受けたときは、直ちに積算内容を確認し、その結果を当該建設工事等に係る全ての入札参加者に対し、疑義申立回答書（別記第2号様式）により通知するものとする。

疑義申立ての回答は、財政課が行う。

事業担当課は、直ちに疑義申立ての内容を確認し、設計書の審査の専決事項による専決者の決裁により、回答書案を作成し、財政課に送付する。

財政課は、事業担当課から回答書案の送付を受けた後、回答書を作成し、企画財政部長の決裁により、全ての入札参加者に回答書を通知する。

（落札者の決定の保留）

第7条 市長は、第5条の規定により、疑義申立書の提出を受けたときは、落札者の決定を保留するものとする。

開札後、落札候補者の決定を行う場合においては、（参考）に示す保留通知書を通知することとなり、疑義申立てに際しては、この保留通知により、保留期間の延長をする旨を記載することにより、これに替えることとする。

(参考)

年 月 日

印西市

印西市長

保留通知書

下記の案件について、執行が保留となる旨通知します。

記

調達案件番号：

調達案件名称：

入札執行回数：

理由： 開札の結果、〇〇〇〇が落札候補者となりました。

については、印西市建設工事等の入札に係る積算疑義申立て手続きに関する要綱に規定する疑義申立て期間に付き、落札者の決定を保留します。

なお、同要綱により、疑義申立書の提出を受けた場合には、その回答を通知するまで、落札者の決定を保留する場合があります。

入札・契約行為に係る設計違算・疑義及び設計書交付に関する事務の流れ

